

第 2 2 回（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会 議事要旨

日時 平成 2 6 年 1 0 月 6 日（月） 1 8 : 0 0 ~ 2 0 : 1 0
場所 釧路市交流プラザさいわい 小ホール
出席者 委 員：板倉委員 小野委員 小池委員 小林委員
鈴木委員 名塚委員（議長） 西村委員 平間委員
蓑島委員（副委員長） 山崎委員（委員長）
（欠席：川内委員 川村委員 西田委員）
事務局 総合政策部 浅見部長
都市経営課 菅野課長 熊谷課長補佐 河面主査 坂井主事
傍聴人 3 名

1. 開会

2. 議事

- ・ 名塚議長より、出席委員数が設置要綱の定足数を満たしており、会議が成立する旨の報告がなされた。

（1）傍聴人からの意見要旨について

- ・ 事務局より資料 1 に基づき傍聴人の意見要旨が紹介された。
- ・ これに対して委員からの意見や質問はなかった。

（2）平成 2 6 年 9 月定例市議会での質疑・意見要旨

- ・ 事務局より資料 2 に基づき、平成 2 6 年 9 月定例市議会での質疑・意見要旨が紹介された。
- ・ これに対して委員からの意見や質問はなかった。

(3) (仮称) 釧路市自治基本条例素案(案)について

- ・ 事務局より資料3-1、3-2、3-3に基づき、事前送付した素案(案)に対する委員意見や、それを受けた修正箇所等について説明があった。
- ・ これに対して委員長から補足があった後、意見交換を行った。
- ・ 意見交換後、議長より、素案(案)についての議論が一定程度まとまったことを鑑み、次回の第23回検討委員会でまとめの作業を行い、検討の区切りにしたい旨の提案があり、異議なく了承された。

【事務局説明に対する委員長補足】

(○：委員発言 ◎：委員長発言 ■：議長発言 ●：事務局発言)

- ◎ 事務局の整理は、シンプルな表現で幅広い意味を表すためにどうするかという観点でまとめていただいていると思う。

資料3-2のNo5について、地方自治法では「市町村の区域内に住所を有する者は～住民とする」と規定されているのが参考になると思う。

コミュニティの部分も、確かに「連携」や「交流の場」とした方が、日常感覚に近いものがあるかもしれないが、それらを含めて最大公約としてのまとめをすると「集まり」となるのではと思う。いずれにしても「コミュニティ」は極めて難しい言葉なので、100点満点の定義は無い。表現としては「集まり」としておいて、運用において、ご意見が出た概念も意識しながら進めていくということになるのではないか。

危機管理については、積極的に位置付ける考えもあれば、個別施策の件はあえて記載しないという考えもあるだろう。他の自治体の条例を見ても、危機管理以外に、政策法務や公益通報の条項をどうするかという議論もあって、それぞれ入っている自治体もあれば入っていない自治体もある。

他の自治体との連携についても大切なことだが、どこまでを地域の範囲とするか。釧路管内なのか、釧路根室管内なのか、十勝やオホーツクも入れた道東地域なのかが議論になるかもしれない。

【意見交換】

- 名称について、基本的には「自治基本条例」でも「まちづくり基本条例」でも、どちらでも良いと思っている。ただ、例えば「(株)まちづくり釧路」のように、「まちづくり」という単語は「なにか特定の事業」をイメージしがちな単語で、人によってその範囲が異なる。理念的な条例であればこそ、

見解が割れない名称が良いのではないか。「市民に対するわかりやすさ」については名称以外の部分で工夫すれば良い。

- 「まちづくり基本条例」で良いと思う。「まちづくり」の単語は、すでに様々な釧路市の計画や会議等で使われており馴染みがある。市民にとっても、制定の背景も含めて理解しやすい単語だと思う。

■ 名称については、これまで時間をかけてさまざまな議論をしてきたが、大勢は「まちづくり基本条例」であると思われるので、「自治基本条例」が良いとした意見も記録には残した上で、素案（案）としては「まちづくり基本条例」にすると整理したいがどうか。（委員より反対・異議の発言はなし）

- 前文について、常用漢字ではない漢字をひらがなにしたことは理解したが、「絆」という漢字には若干思い入れがある。そのまま残すことはできないものか。

■ こだわるのであれば、漢字のままにしてルビをふるという方法はある。

- 心残りは少しあるが、統一的なルールということなので了承したい。

- 前文の第二段落について、日本語としては、「釧路市民憲章を胸に」と記載した時点で、市民憲章の全文を踏まえた、という解釈になると思う。そう考えると、後段の「生産都市を誇りとして、健康で明るく、豊かで文化の香り高いまちを築き」は市民憲章をそのまま引用した文章であるために、意味が重複することになるのではないかと思い、意見（資料 3－2・No 3）を出させていただいた。

- 「胸に」の単語を使うと、後段が重複するという指摘はそのとおりだと思う。

ただ、「発展させ」については、「きょうを充実させ、明日を発展させるために」としている釧路市民憲章からの引用だろうと思われるが、「発展させ」では「明日」の要素しかくみ取れないことになるので、この点については「より輝くよう」のままでも良いとも思う。

- ◎ これまでの議論での「釧路市民憲章を大切にする」という合意を受けて、今の素案（案）の形にまとめられていると思う。どこを引用するべきかを考えると、私は今の素案（案）が妥当なところではないかとも思うが。

○ 「釧路市民憲章を胸に」の場所か表現を変えてみてはどうか。

■ 例えば、『「広野に丹頂が舞い、夕焼けが太平洋を染める釧路の市民です」とうたい出され、「生産都市を誇りとして、健康で明るく、豊かで文化の香り高いまちを築く」とした釧路市民憲章を胸に』のようなまとめかたであればいかがか。

○ そのような位置関係であれば、よろしいかと思う。後は、個人的には「世界に誇れるまち」のフレーズを使いたい。

○ 「生産都市」や「文化の香り」は、委員の意見を最大限踏まえて盛り込んだものなので、あまり変えない方が良くと思う。「胸に」の使い方を変更すると良いのではないか。

○ 私も「胸に」の使い方を変更するのが最も良いと思う。「郷土を愛し、世界に誇れるまちをつくりましょう」も良い文章だが、これは市民憲章の本文の箇条書きの6項目のうちの一つなので、ここだけを引用するとバランスがあまり良くない。

■ では、「釧路市民憲章を胸に」の位置を再考する形で、前後の繋がりを整えた条文案を次回事務局から示してもらい、再度議論することとしたい。

○ 第3条第1項第3号の「市の定義」に関連して、「市長等」はどこまでを指すのか確認したい。

● 「市長等」は、「市長」と「その他の執行機関」を指す。「市」は、「議会」と「市長」と「その他の執行機関」を指す。

○ 第12条について、資料3-3で記載されているとおり、コミュニティを育てるのは市民の役割であることはそのとおりだが、社会教育を始めとして「市の関与や支援」も極めて重要なことであると思う。今の素案（案）は、そのことが明記されているので、このままの条文が良い。

○ 資料3-2のNo12について、主語が「市」か「市民」かに関わらず、語尾を「努めなければならない」に統一することで良いと思う。

○ 私も、全て「努めなければならない」に統一してしまった方がわかりやすいと思う。

■ 「努めるものとする」と「努めなければならない」はいずれも努力規定で、法制上は大きな違いはない。また、通常、条例は行政が立案することが多いので、主語が行政の場合は「作成主体として当然実行する」という意味で「努めるものとする」の表現をとることが多い。ただ、この条例は、市民が作るものであるという意味で「努めなければならない」と表現する自治体もあるのだろうと思う。

○ 資料３－３のNo15について、危機管理の条項は設けた方が良いと思うが、基本条例に入れるとなると表現が難しいと思う。主体が誰になるのか。市、市民、コミュニティそれぞれが防災の役割を担うことが大切だが、それを全て条文に落とし込むと複雑になってしまうし、それを議論するだけでも相当時間がかかってしまう。

○ この条例は、まちづくりの理念を定めるものであるという原点に立ち返れば、危機管理の条項は不要であると思う。例えば防災分野であれば、関連する条例や行政計画があって、全体でしっかり対応することになっている。まちづくりの全てをこの条例だけでまかなうものではない。

○ 他都市の自治基本条例を見ても、危機管理の条項を置いているところは多い。さらに、釧路は地震、津波、火山の脅威を受ける土地でもある。危機管理の条項を置かない理由はないのではないかと。条項を置くことで、市民の防災意識啓発にも繋がると思う。

■ 危機管理、防災についての条項を置く場合、その主体と、それぞれの条文のイメージについてはどのように考えるべきか

○ 主体は市と市民であると思う。

○ 私も危機管理の条項はあった方が良くと思う。先ほど発言のあった、防災分野の関連条例や計画は主に行政の取り組みであって、一般の市民にはわからないことも多い。

防災において大切なのは、市民が自助、共助の部分で日頃から意識を高めていくことであるので、それを市民一人ひとりに感じて欲しいと思っている。

○ 危機管理や防災については重要であることは言うまでもないが、危機管理は、この条例の色々な条項にそれぞれ関連してくる概念だと思う。例えば、本日話題に出ていた、子どものまちづくりへの参加や、他の自治体と

の連携等、いずれの条項においても、危機管理との整合が出てくるのではないか。例えば、自治体連携であれば「(防災のために) 助け合うように努めなければならない」と解釈することもできる。

危機管理の条項を置くべきかどうかはわからないが、いずれの条項も危機管理の側面を持っていると思う。

- 帯広市も江別市も、主体は行政機関として整理されているが、これまでのご意見では、主体は行政機関だけでなく、市民も、ということかと思う。主体を市民とする場合、なにか具体的な条文のイメージがあればご意見をいただきたいが。

- 「危機管理」と聞くと「情報管理」も含めて非常に重大なものというイメージがある。例えば、帯広市は、「危機管理」としながら、中身は「災害その他の緊急時」としている。釧路市も、「災害」の部分を重視するということで良いのではないか。

- 他の自治体では「行政運営」の枠の中に置くことが多いが、その場合、主体は行政になる。主体に市民も入れるとなると、置き場が少し変わってくると思うが、事務局の考えはどうか。

- 他の自治体の条項を見ると、行政として危機を乗り越えるために、体制を整えて事態を管理するという趣旨で書かれている。したがって、行政運営の中に含まれていることが多い。ちなみにここでいう「危機」とは広い概念で、自然災害、人為的な災害、あるいは国家的なもの、極端に言えば戦争等も含まれるものであると思う。

一方で、委員のお考えとしては、災害に対して、自助・共助・公助の観点から、市と市民の役割をしっかりと述べた方が良い、という趣旨だと思う。

その意味では、市は、日頃から備えること、市民の意識を高めること、周囲と連携し体制を整えること、といったところが役割になる。市民は、日頃から備えること、災害が発生した場合には自分の命を守りながら周りの人と協力し合うこと、が役割として挙げられると思う。

- 防災を考えると、自助、共助が大切だが、共助については条文に表現するのはなかなか難しいのではないか。
- 主体はやはり市民と市と両方あると思う。市民と市のそれぞれの役割を念頭において条文をご提案いただけると良いと思う。

- 危機管理については、次回、事務局で条文を示してイメージをふくらませた上で、条項を盛り込むべきかどうかについて、再度協議させていただきたい。

- 第27条（資料3-2のNo12）について、これからのまちづくりは拡大ではなく縮小であって、それを近隣自治体と連携協力して上手く進めていくことが大切であると考えている。その意味で、釧路地域において近隣の自治体とより一層の連携を深めて、共にまちづくりをしていくという内容を入れたいと思っている。今の素案（案）の表現はややあっさりしすぎているのではないか。

例えば、帯広市は市長の責務に「十勝」について言及しているし、札幌市も「共通するまちづくりの課題について関係する自治体との連携」と明記しており、参考にできるのではないか。

連携を深める地域の範囲については色々な考え方があると思うが、私は「道東」では広すぎると考えていて、最終的には「根釧」を目指したいが、まずは「釧路管内」だと思っている。その上で、条例の見直しの際に「根室」まで広げられれば良い。

- 市長は「東北北海道の拠点として」と話すことが多い。この場合は、釧路根室だけでなく、十勝やオホーツクも含んだ概念になる。委員のご発言では「釧路」地域ということにこだわりがあるようなので、範囲をどう考えるかについて少し議論が必要と思う。

- ◎ 定住自立圏や一部事務組合など、すでに連携している実態はあるので、重ね合わせてみてみれば自ずと条文も整理できるのではないか。地域の近隣自治体と共存共栄を目指していくということだと思う。

- 地域連携についての条項を設ける場合、「発展」という単語は経済的なイメージが強い。もう少し理念的な表現が良いと思う。

- この部分も、本日いただいたご意見を踏まえて事務局が整理し、次回継続して意見交換することとしたい。

- ◎ 全体の記載方法の統一という観点から一点確認したい。各条項の関連条例、例えば情報公開条例や議会基本条例については「一律で記載しない」という整理をしたと記憶している。一方で第20条第2項では「地方自治法第74条に定めるところにより」と明記しているが、他と揃えなくても良いか。仮にこの表現を削除しても、地方自治法第74条に定める直接請

求で条例の制定を請求することには変わりはないと思うが。

- 私は、住民投票についてはこれまで議論をしてきたことも踏まえて、万一にも拡大解釈されることのないよう、しっかりと地方自治法の直接請求によるものであることを明記すべきと考えるので、今のままが良いと思う。

３．その他

- ・ 事務局より、１１月に検討結果を市長に報告する場を設けることとし、開催日程は別途通知する旨の説明があった。

４．閉会

- ・ 事務局より、第２３回検討委員会を１０月２７日(月)に行う旨の報告があった後、閉会となった。